

事業主のみなさま、 職場の健康保険事務担当のみなさまへ

退職や入社で、従業員の方の健康保険資格に異動があったとき、またはその被扶養者の資格に異動があったときは、国民健康保険（国保）にもその方の届け出が必要です。

そのようなときは、すみやかに **国保への加入、脱退の届け出をされるように従業員の方にご連絡** いただくとともに、退職時は離脱証明書の発行をお願いいたします。



従業員の方が入社したとき・
やめるとき

お願い



保険の二重加入を防ぐために

入社したとき

やめるとき

資格確認書または資格情報
のお知らせの発行に時間が
かかる場合は

資格取得日がわかる
証明書の交付

※マイナンバーを利用した情報連携
により、交付が必要でない場合も
あります。

離脱証明書
の発行

※マイナンバーによる情
報連携に反映されるよ
う、すみやかに従業員の
資格異動について協会
けんぽ、健康保険組合
等へ届け出てください。

職場の健康保険と国民健康保険（国保）

職場の健康保険に入っている人や75歳以上（一定の障害がある人は65歳以上）で後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人は、いま住んでいる市町村の国保に加入することになっています。（これを「国民皆保険制度」といいます。）

ところが、職場をやめて健康保険の資格がなくなったのに国保へ加入届けをしなかったり、逆に入社して健康保険の資格ができたのに国保への脱退届けをしなかったり（二重加入）することがあります。

これらの届け出が遅れると、その間の保険給付が受けられなかったり、職場の健康保険と国保の両方に保険税（料）を支払うことになったりしてしまいます。健康保険の資格に異動があったときは、すみやかに届け出をすることが大切です。

国民皆保険制度とは…

わたしたちは、いつ病気になったり、ケガをしたりするかわかりません。いざというとき安心して医療が受けられるように、すべての人は、いずれかの健康保険に必ず加入しなければなりません。これを国民皆保険制度といいます。



Q & A

〈職場をやめたとき〉



Q 職場をやめたら、
健康保険はどうなるのですか？

A 健康保険は、すべての人が必ず加入しなければなりません。そのため、次の4つのうち、いずれかの手続きをする必要があります。

また、資格がなくなった健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせは使用できません。*1

- 国民健康保険に加入
- 再就職先の健康保険に加入
- 今まで加入していた健康保険の任意継続（2年間）
[一定の条件が必要]
- 家族などの加入している健康保険に被扶養者として加入

*1 保険者によって、使用できなくなった健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせの返却を求める場合があります。

Q 国民健康保険（国保）への加入には、届け出が必要ですか？

A はい、必要です。
こちらの手続きは、市町村国保担当窓口で行えます。手続きには「社会保険の離脱証明書」、「マイナンバーカード」（または「通知カード*2」と「顔写真付き本人確認書類」）が必要です。ので持参してください。

※上記手続き（届け出に必要なもの）は、市町村によって異なる場合があります。詳しくは市町村の国保窓口にお問い合わせください。

*2 通知カードは令和2年5月25日に廃止となりました。ただし、通知カードに記載されている住所・氏名などが住民票と一致している場合に限りマイナンバーの証明をすることができます。

